

平成29年度

地域密着型通所介護・介護予防通所介護

平成29年10月

大里広域市町村圏組合

平成29年度地域密着型サービス事業者実地指導実施方針

1 指導・監査の目的

地域密着型サービス事業所において、入所者や利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、地域密着型サービス事業所の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

2 実地指導及び監査の方法

実地指導にあたっては、事業所自らが運営・介護給付等対象サービスを適切に実施し、又介護報酬の算定・請求が適正に行われることが重要であり、その事業所自ら行った確認の内容を当組合が確認し、必要に応じて是正や改善を促すこととする。

なお、高齢者虐待や介護報酬の不正請求という事態が発生した場合、監査を実施し、厳しい対応を行うこととする。

3 重点指導項目

利用者の尊厳を重視した法令・基準等に則した適正な事業運営及び人員の確保、介護報酬の適正請求を目指す観点から、特に下記の事項に重点を置く。

① 安全管理体制の確保

- ・ 実効性のある防火・防災対策の徹底
- ・ 事故予防、再発防止策の徹底
- ・ インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症、レジオネラ症、食中毒等の予防・まん延防止

② 利用者の尊厳を重視した適切な処遇

- ・ 虐待防止及び身体拘束の廃止
- ・ プライバシーの保護
- ・ 生活環境の確保
- ・ 苦情処理体制の確立

③ コンプライアンスの確保

- ・ 内部統制体制の確立

④ 介護報酬の適正請求

- ・ 加算に係る算定要件等

目次

P1	平成29年度地域密着型サービス事業者実地指導実施方針
P3～P22	人員、設備及び運営に関する基準について
P23～46	介護報酬算定に関する基準について
P47	その他
P48～50	変更の届出等について
P51～56	介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
P57～60	介護保険指定事業所等における事故発生時の報告について
P61～63	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律【参考資料】
P64～66	身体拘束廃止の推進について 身体拘束に関する説明書、経過観察記録 【参考資料】
P67～68	地域密着型サービスを利用できる方
P69～75	大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針
P76	地域密着型サービス事業所の指定更新について
P77	地域密着型通所介護・介護予防通所介護集団指導に関する質問票

人員、設備及び運営に関する基準

法令、通知等の標記

【基準】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）

【解釈通知】

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）

【予防基準】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）

【解釈通知】

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）

地域密着型通所介護

I 基本方針

基本方針【基準第19条】

指定地域密着型通所介護は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

II 人員基準

従業者の員数【基準第20条】

指定地域密着型通所介護事業者が指定地域密着型通所介護事業所ごとに置くべき地域密着型通所介護従業者の員数は、次のとおりとする。

1 生活相談員

- (1) サービス提供日ごとに、サービス提供時間数に応じて専従の生活相談員を1名以上
- (2) 社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、介護支援専門員、介護職員実務者研修または旧介護職員基礎研修課程修了者で、介護サービス事業所等に介護職員等として2年以上勤務した経験のある者
 - * サービス提供日ごとに、勤務延時間数をサービス提供時間数で除して得た数が従業員の員数にかかわらず1人以上専従。
 - ・ 勤務延時間数とは、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計。
 - ・ 生活相談員の提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数
 - * 勤務延時間数に利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。
 - ・ サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間
 - ・ 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間
 - ・ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間

2 看護職員

- (1) サービス単位ごとに、専らサービスの提供に当たる看護職員を1人以上
- (2) 看護師又は准看護師
 - * 提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

- ・ 密接かつ適切な連携とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。
- * 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

3 介護職員

(1) サービス単位ごとに利用者の数が15人までは、サービス提供時間数に応じて介護職員を1名以上専従、利用者が16人以上の場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上専従

(2) サービス単位ごとに、介護職員を常時1人以上配置

(3) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない

(4) 利用定員が10名以下である場合、単位ごとに、看護職員又は介護職員が1名以上専従

- * 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- * 利用者の数が15人までは、単位ごとに、介護職員は1名以上専従。利用者の数が16人以上の場合は、単位ごとに、サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務延時間数をサービス提供時間数で除して得た数が15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上専従。
- * 介護職員の提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）
- * 確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式
 - ・ 利用者数15人まで
単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数
 - ・ 利用者数16人以上
単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数
 - ・ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数
- * 計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要がある。

4 機能訓練指導員

(1) 1人以上

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者

- * 指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- * 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、機能訓練指導員が作成した計画を元に、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

5 管理者【基準第21条】

(1) 原則として常勤専従1人

- * 指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

【常勤】当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数」に達していること。

【非常勤】当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数」に達していないこと。

【専従】当該事業所に勤務する時間帯においてその職種以外の職務に従事しないこと。

【常勤かつ専従】1日あたり8時間（週40時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合。

【非常勤かつ専従】1日あたり4時間（週20時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合。

【兼務】当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に同時並行的に従事すること。

【常勤かつ兼務】1日あたり8時間（週40時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合。

【非常勤かつ兼務】1日あたり4時間（週20時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合。

Ⅲ 設備に関する基準

設備及び備品等 【基準第22条】

1 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

(イ) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

* 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。

二 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

* 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

3 上記設備及び備品等に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 上記3ただし書きの場合（指定地域密着型通所介護事業者が上記設備及び備品等に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

* 当該サービスの届出内容については、別紙様式（17ページ、18ページ）によるものとする。また、指定地域密着型通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を組合に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

※ 宿泊サービスを提供する場合は、指針「指定通所介護事業所等を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（平成27年4月30日 老振発第0430第1号老老発第0430第1号老推発第0430第1号）」に沿った事業運営に努めること。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合

については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、左記1から3までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

IV 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意【基準第37条(3条の7準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

＊ 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定地域密着型通所介護事業所の運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定地域密着型通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならない。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当である。

2 提供拒否の禁止【基準第37条(第3条の8準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んではならない。

3 サービス提供困難時の対応【基準第37条(第3条の9準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

4 受給資格等の確認【基準第37条(第3条の10準用)】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めなければならない。

5 要介護認定の申請に係る援助【基準第37条(第3条の11準用)】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合で

あつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

6 心身の状況等の把握【基準第23条】

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者等との連携【基準第37条(第3条の13準用)】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助【基準第37条(第3条の14準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供【基準第37条(第3条の15準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。

10 居宅サービス計画等の変更の援助【基準第37条(第3条の16準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

11 サービスの提供の記録【基準第37条(第3条の18準用)】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切

な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

* 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。

1.2 利用料等の受領【基準第24条】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- (3) 指定地域密着型通所介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - ② 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - ③ 食事の提供に要する費用
 - ④ おむつ代
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

* 地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、上記(1)及び(2)の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めない。
- (4) 上記(3)に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

* 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の定めるところによる。
- (5) 上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

1.3 保険給付の請求のための証明書の交付【基準第37条(第3条の20準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

1 4 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針【基準第 2 5 条】

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

1 5 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針【基準第 2 6 条】

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、下記「1 6 地域密着型通所介護計画の作成(1)」に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

1 6 地域密着型通所介護計画の作成【基準第 2 7 条】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。
- (2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (3) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (4) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
 - * 交付した地域密着型通所介護計画は、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。
- (5) 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
 - * 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業所は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあ

った際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

17 利用者に関する市町村への通知【基準第37条(第3条の26準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる時。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- * 市町村への通知に係る記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。

18 緊急時等の対応【基準第37条(第12条準用)】

指定地域密着型通所介護従業者等は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

19 管理者の責務【基準第28条】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に「IV運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

20 運営規程【基準第29条】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - ① 事業の目的及び運営の方針
 - ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ③ 営業日及び営業時間
 - ④ 指定地域密着型通所介護の利用定員
 - ⑤ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - ⑥ 通常の事業の実施地域
 - ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
 - ⑧ 緊急時等における対応方法
 - ⑨ 非常災害対策
 - ⑩ その他運営に関する重要事項

21 勤務体制の確保等【基準第30条】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

* 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介

護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- (3) 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2.2 定員の遵守【基準第31条】

指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

2.3 非常災害対策【基準第32条】

指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- * 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
- * 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めたものである。

2.4 衛生管理等【基準第33条】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - * 指定地域密着型通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - * 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
 - * 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

2.5 掲示【基準第37条(第3条の32準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

26 秘密保持等【基準第37条(第3条の33準用)】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 指定地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

27 広告【基準第37条(第3条の34準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

28 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止【基準第37条(第3条の35準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

29 苦情処理【基準第37条(第3条の36準用)】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - * 苦情の内容等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (3) 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (4) 指定地域密着型通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、上記(3)の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- (5) 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

30 地域との連携等【基準第34条】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用

者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

＊ 運営推進会議は、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。

(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、前記(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

＊ 運営推進会議における報告等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

＊ 指定地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定地域密着型通所介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(4) 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

＊ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めること。「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。

(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

3 1 事故発生時の対応【基準第35条】

(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、上記(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

＊ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(4) 指定地域密着型通所介護事業者は、第22条の第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、上記(1)及び(2)の規定に準じた必要な措置を講じな

ればならない。

- * 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定地域密着型通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- * 指定地域密着型通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- * 指定地域密着型通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。

3 2 会計の区分【基準第 3 7 条(第 3 条の 39 準用)】

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

3 3 記録の整備【基準第 3 6 条】

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。
 - ① 地域密着型通所介護計画 (P11 1 6 地域密着型通所介護計画の作成)
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (P 9 1 1 サービスの提供の記録 (2))
 - ③ 市町村への通知に係る記録 (P 12 1 7 利用者に関する市町村への通知)
 - ④ 苦情の内容等の記録 (P 14 2 9 苦情処理 (2))
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (P 15 3 1 事故発生時の対応 (2))
 - ⑥ 報告、評価、要望、助言等の記録 (P 14 3 0 地域との連帯等 (2))

別記様式																
指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施等に関する届出書																
年 月 日																
(宛先) 大里広域市町村圏組合管理者																
<事業者> 法人の所在地 法人の名称 法人代表者の職氏名 <担当者氏名・連絡先>																
1 異動等年月日			年 月 日			2 届出区分		1 開始		2 変更		3 休止		4 廃止		
3 変更・休止・廃止の内容			1 事業所名		2 所在地		3 連絡先		4 管理者		5 提供日		6 提供時間		7 利用定員	
			8 サービス計画		9 宿泊室の状況		10 防災対策の状況		11 休止		12 廃止		13 上記以外の変更()			
4 介護保険事業所番号			(11 から始まる 10 ケタの介護保険事業所番号を記入)													
5 事業所名・サービス種類			事業所名			サービス種類										
6 事業所所在地			(〒) <宿泊施設は、指定地域密着型通所介護事業所等と 1 同じ場所 2 異なる場所>													
7 連絡先			1 指定地域密着型通所介護事業所等 (TEL)						(FAX)							
			2 1と異なる場合 (TEL)						(FAX)							
以下の項目は、開始の場合は全て、変更の場合は変更した部分のみ記入してください。また、休止・廃止の場合は記入しないで結構です。																
8 宿泊サービス管理者			氏名			指定地域密着型通所介護事業所等の管理者と <input type="checkbox"/> 兼務している										
9 宿泊サービスの提供日・提供時間			提供日		月	火	水	木	金	土	日	祝日	その他休日		提供時間	
10 宿泊サービス等の利用定員			宿泊サービス名			(参考) 指定地域密着型サービス等名										
11 宿泊サービス計画			4 日以上の連続利用又は反復・継続的な利用の場合 1 作成している 2 作成していない													
12 宿泊の従業者数			1 合計()名、2 看護職員()名、3 介護職員 [3-1 有資格:()名、3-2 その他:()名]													
13 夜間等の配置状況			夜勤者 常時()名、左記に加えて緊急対応要員 [1 夜勤者 ・ 2 宿直者 ・ 3 連絡体制のみ]													
			上記に加えて利用者数などに応じた増員配置 1 有 2 無													
			繁忙時の増員			1 夕食時()名		2 就寝時()名		3 朝食時()名						
			1 有 ・ 2 無			時間帯		時間帯		時間帯						
14 利用料			1 宿泊 円		2 夕食 円		3 朝食 円		4 その他 円							
15 宿泊室の状況	個室	1 階・2 階		部屋数		各室の面積 (1 m ² ・2 m ² ・3 m ² ・4 m ² ・5 m ² ・m ²)										
		1 階・2 階		部屋数		各室の面積 (1 m ² ・2 m ² ・3 m ² ・4 m ² ・5 m ² ・m ²)										
		1 階・2 階		部屋数		各室の面積 (1 m ² ・2 m ² ・3 m ² ・4 m ² ・5 m ² ・m ²)										
	個室以外	1 階・2 階		面 m ² 積		部屋の定員 名		一人 m ² /人		仕切方法						
		1 階・2 階		面 m ² 積		部屋の定員 名		一人 m ² /人		仕切方法						
		1 階・2 階		面 m ² 積		部屋の定員 名		一人 m ² /人		仕切方法						
		1 階・2 階		面 m ² 積		部屋の定員 名		一人 m ² /人		仕切方法						
	<指定地域密着型通所介護事業所等の指定の範囲外にある宿泊室の有無>											男女別室				
1 階:範囲外の部屋 1 有 ・ 2 無 2 階:範囲外の部屋 1 有 ・ 2 無											1 必ず別室 2 同室の場合がある。					
16 消防設備等	1 消防法施行令別表第10(6)項の区分 a (6)項口 ・ b (6)項ハ				2 消防署との連携 a 有 ・ b 無				3 消火器 a 有 ・ b 無							
	4 防災物品の使用 a 有 ・ b 無				5 誘導灯 a 有 ・ b 無				6 自動火災報知設備 a 有 ・ b 無							
	7 避難経路の掲示 a 有 ・ b 無				8 火災通報装置 a 有 ・ b 無				9 スプリンクラー設備 a 有 ・ b 無							
	10 消防計画の作成 a 有 ・ b 無				11 避難訓練 年 回 実施				12 夜間想定訓練 a 有 ・ b 無							
17 非常災害時用物資の備蓄 (概ね 3 日分)				a 食料 ・ b 飲料水 ・ c 常備薬 ・ d 介護用品 e その他()												

添付書類 : 1 宿泊施設の建物平面図及び写真 2 宿泊サービスの運営規程 3 宿泊サービス従業者名簿 4 その他必要な書類

(参考) 標準的な記入方法と添付書類

1 異動等年月日	開始(休止・廃止)の予定年月日、又は変更の場合は変更があった日を記入してください。
2 届出区分	1～4(開始・変更・休止・廃止)のいずれかに○印を記入してください。
3 変更・休止・廃止の内容	変更の場合は1～10の該当するものを記入してください。無い場合は13その他を選択し、変更項目を記入してください。また、休止・廃止の場合は11又は12を選択してください。
4 介護保険事業所番号	本体となる指定地域密着型通所介護事業所等の介護保険事業所番号を記入してください。(11から始まる10ケタの番号)
5 事業所名・サービス種類	本体となる指定地域密着型通所介護事業所等の名称及びサービス種類を記入してください。
6 事業所所在地	本体となる指定地域密着型通所介護事業所等の郵便番号、所在地を記入してください。宿泊施設は、事業所と同じ場所なら1を、異なる場所なら2を選択し○印を記入してください。なお、事業所の指定範囲外の部屋や建物であっても同じ所在地であれば、1を選択してください。
7 連絡先	指定地域密着型通所介護事業所等の電話番号を記入し、異なる電話番号がある場合は合わせて記入してください。
以下の項目は、開始の場合は全て、変更の場合は変更した部分のみ記入してください。また、休止・廃止の場合は記入しないで結構です。	
8 宿泊サービス管理者	宿泊サービスの管理者の氏名を記入し、指定地域密着型通所介護事業所等の管理者と同じ場合は「兼務している」にチェックしてください。(兼務していない場合はチェック不要)
9 宿泊サービスの提供日・提供時間	宿泊サービスを提供している曜日に○印を、提供していない曜日に×印を記入してください。例えば、土曜日泊(日曜日に帰宅)は可だが、日曜日泊(月曜日に帰宅)は不可の場合は「土○、日×」と記入してください。宿泊サービス提供の曜日が祝日に当たる場合でも提供している場合は祝日に○印を記入してください。その他に休日がある場合は、その他休日の欄に休日を記入してください。例:「12月30日～1月2日」提供時間には指定地域密着型通所介護事業所等の営業時間を除いた宿泊サービスの提供時間を記入してください。例:「17:00～8:30」
10 宿泊サービスの利用定員	宿泊サービスの利用定員(必ず定めること)と、指定地域密着型通所介護事業所等の利用定員を記入してください。
11 宿泊サービス計画	4日以上連続利用又は3日以下の連続利用で反復・継続的な利用の場合に、宿泊サービス計画を作成しているか、いないか、○印を記入してください。
12 従業者数	宿泊サービスに従事する職員の人数を記入してください。例えば、常時1人が夜勤の場合で4人のローテーションで回している場合は、合計欄は4人となります。2以下にローテーションに加わっている職員の内訳(看護職員(看護師・准看護師)・有資格(介護福祉士、ほか訪問介護員の資格がある者)の介護職員・その他の介護職員の別)を記入してください。
13 夜間等の配置状況	宿泊サービス提供時間帯を通じて確保している夜勤者の人数を記入してください。その他に緊急対応要員を確保している場合等、1～3を選択し○印を記入してください。利用者が多い場合に夜勤者を増員している場合は1有・2無のいずれかに○印を記入してください。夕食、朝食、就寝時に職員を増員している場合は増員の有無、人数、時間帯を記入してください。
14 利用料	利用料を記入してください。(料金に差が設けられている場合は○円～○円と記入)宿泊料には夕食・朝食は含まないでください。食事込みの場合は(例)のとおり記入してください。(例)「宿泊○円(2食)」、「夕食 ー 円」
15 宿泊室の状況	階数、部屋数、各室の面積が分かるよう記入してください。部屋数が多いなど書ききれない場合は別紙に記入し添付してください。仕切り方法は、なるべく「カーテン」「パーテーション」「つい立」「家具」「なし」から選択してください。指定地域密着型通所介護事業所等の指定の範囲外にある宿泊室の有無を記入してください。また、男女別室について、「必ず対応しているか」、「同室をお願いする場合があるか」を選択してください。
16 消防設備等	各項目について、有、無を記入してください。
17 非常災害時用物資	概ね3日分の蓄えがある品目をa～eで選択してください。(「eその他」は()に品目を記入)

○添付書類(次に掲げるもののほか、必要な書類を添付していただく場合があります。)

1. 宿泊施設の建物平面図及び写真(図面に指定地域密着型通所介護事業所等の範囲、宿泊使用時の仕切り、部屋の番号・面積を記入し、写真は昼間の状況と宿泊使用時の状況をあわせて撮影)
2. 宿泊サービスの運営規程
3. 宿泊サービス従業者名簿(氏名、常勤・非常勤の別、指定地域密着型通所介護等のサービスとの兼務の状況及び資格を記載したもの。資格証の添付は不要)

介護予防通所介護

I 基本方針

○ 基本方針【予防基準96条】

指定介護予防通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

II 人員に関する基準

○ 従業員の員数

指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を合わせて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業を指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。【予防基準第97条】

III 設備に関する基準

○ 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を合わせて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。【予防基準第99条】

IV 運営に関する基準

* ☆は、指定地域密着型通所介護と同内容

☆1 内容及び手続の説明及び同意【予防基準第107条（第8条準用）】

☆2 提供拒否の禁止【予防基準第107条（第9条準用）】

☆3 サービス提供困難時の対応【予防基準第107条（第10条準用）】

☆4 受給資格等の確認【予防基準第107条（第11条準用）】

☆5 要支援認定の申請に係る援助【予防基準第107条（第12条準用）】

☆6 心身の状況等の把握【予防基準第107条（第13条準用）】

☆7 介護予防支援事業者等との連携【予防基準第107条（第14条準用）】

☆8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助【予防基準第107条（第15条準用）】

☆9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供【予防基準第107条（第16条準用）】

☆10 介護予防サービス計画等の変更の援助【予防基準第107条（第17条準用）】

☆1.1 サービス提供の記録【予防基準第107条（第19条準用）】

☆1.2 利用料の受領【予防基準第100条】

- * 利用料の受領（旧予防基準第100条第3項）「指定通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るもの」の提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用を利用者から受け取ることができるが、介護予防通所介護では、受け取ることができないので留意すること。

☆1.3 保険給付の申請のための証明書の交付【予防基準第107条（第21条準用）】

1.4 指定介護予防通所介護の基本取組方針【予防基準第107条】

- (1) 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- (4) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- (5) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

1.5 指定介護予防通所介護の具体的な取扱方針【予防基準第109条】

指定介護予防通所介護の方針は、第96条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、上記(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

- (7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。
- (12) 前記(1)から(10)までの規定は、上記(11)に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

1.6 指定介護予防通所介護の提供にあたっての留意点【予防基準第110条】

指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

1.7 安全管理体制等の確保【予防基準第111条】

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

(4) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

☆18 利用者に関する市町村への通知【予防基準第107条（第23条準用）】

☆19 緊急時の対応等【予防基準第107条（第24条準用）】

☆20 管理者の責務【予防基準第107条（第52条準用）】

☆21 運営規程【予防基準第101条】

☆22 勤務体制の確保等【予防基準第102条】

☆23 非常災害対策【予防基準第104条】

☆24 衛生管理等【予防基準第105条】

☆25 掲示【予防基準第107条（第30条準用）】

☆26 秘密保持等【予防基準第107条（第31条準用）】

☆27 広告【予防基準第107条（第32条準用）】

☆28 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止【予防基準第107条（第33条準用）】

☆29 苦情処理【予防基準第107条（第34条準用）】

☆30 地域との連携【予防基準第107条（34条の2）】

☆31 事故発生時の対応【予防基準第107条（第35条準用）】

☆32 会計の区分【予防基準第107条（第36条準用）】

☆33 記録の整備【予防基準第106条】

介護報酬算定に関する基準

法令、通知等の標記

【地域密着型報酬告示】

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）

【留意事項通知】

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）

【予防報酬告示】

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）

【予防留意事項通知】指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発 0317001 号・老振発 0317001 号・老老発 0317001）

地域密着型通所介護

1 地域密着型通所介護【地域密着型報酬告示 2の2 注1】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合

- ① 要介護1 426 単位
- ② 要介護2 488 単位
- ③ 要介護3 552 単位
- ④ 要介護4 614 単位
- ⑤ 要介護5 678 単位

(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合

- ① 要介護1 641 単位
- ② 要介護2 757 単位
- ③ 要介護3 874 単位
- ④ 要介護4 990 単位
- ⑤ 要介護5 1,107 単位

(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合

- ① 要介護1 735 単位
- ② 要介護2 868 単位
- ③ 要介護3 1,006 単位
- ④ 要介護4 1,144 単位
- ⑤ 要介護5 1,281 単位

○ 所要時間による区分の取扱い【留意事項通知 3の2(1)】

◆ 所要時間の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常的时间を超えて事業所にいる場合は、地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められない。

◆ 計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合

当日の利用者の心身の状況から、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。

◆ 計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合

地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

◆ 利用者ごとのサービス提供時間

同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定される。

◆ 送迎時の居宅内介助について

地域密着型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

2 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。【地域密着型報酬告示 2の2 注1】

(1) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について（地域密着型通所介護・介護予防通所介護）

◆ 内容

当該事業所の運営規定に定められている利用定員を上回る利用者を利用させている場合、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。

◆ 厚生労働大臣が定める基準

月平均の利用者の数が、運営規定に定められている利用定員を超える場合

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(15)】

定員超過利用減算の算定

- ① この場合の利用者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
- ② 定員超過利用の基準に該当することとなった事業所においては、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が地域密着型通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常所定単位数が算定される。
- ③ 市町村長は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- ④ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始

した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

(2) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について（地域密着型通所介護・介護予防通所介護）【留意事項通知 3の2(16)】

◆ 内容

当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。

◆ 厚生労働大臣が定める基準

看護職員又は介護職員の員数が、人員、設備及び運営に関する基準に定める員数に満たない場合

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(16)】

人員基準欠如の算定

- ① 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。
- ② 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。
- ③ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が地域密着型通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

(看護職員の算定式)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

(介護職員の算定式)

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

- ④ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が地域密着型通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）

(看護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

(介護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

- ⑤ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。

3 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い【地域密着型報酬告示2の2 注3】

◆ 内容

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、所要時間3時間以上5時間未満の場合の100分の70に相当する単位数を算定する。

◆ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難な者である利用者。

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(2)】

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であること。なお、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

4 7時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い【地域密着型報酬告示2の2 注4】

◆ 内容

日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間7時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間7時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- ① 9時間以上10時間未満の場合 50単位
- ② 10時間以上11時間未満の場合 100単位
- ③ 11時間以上12時間未満の場合 150単位
- ④ 12時間以上13時間未満の場合 200単位
- ⑤ 13時間以上14時間未満の場合 250単位

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(3)】

延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要があり、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には算定することはできない。

5 入浴介助加算【地域密着型報酬告示2の2 注6】

◆ 内容

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

◆ 厚生労働大臣が定める基準

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(6)】

入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。また、地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

6 中重度者ケア体制加算【地域密着型報酬告示2の2 注7】

◆ 内容

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。

◆ 厚生労働大臣が定める基準

次のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。

ロ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。

ハ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(7)】

① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。

③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3

月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

- ④ 看護職員は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。
- ⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに認知症加算も算定できる。
- ⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること。

7 個別機能訓練加算【地域密着型報酬告示2の2 注8】

◆ 内容

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 個別機能訓練加算（Ⅰ）46単位
- ロ 個別機能訓練加算（Ⅱ）56単位

◆ 厚生労働大臣が定める基準

イ 個別機能訓練加算（Ⅰ）

次のいずれにも適合すること

- ① 地域密着型通所介護を行う提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」）を1名以上配置していること。
- ② 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- ③ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」）が、共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- ④ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 個別機能訓練加算（Ⅱ）

次のいずれにも適合すること

- ① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。
- ② 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。
- ③ 個別機能訓練計画に基づき利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

④ 上記イ④に掲げる基準に適合すること。

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(8)】

- ① 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という）について算定する。
- ② 個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る機能訓練は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している指定地域密着型通所介護の単位の利用者に対して行うものであること。この場合において、例えば1週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とはならない。（個別機能訓練加算（Ⅱ）の要件に該当している場合は、その算定対象となる。）ただし、個別機能訓練加算（Ⅰ）の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ③ 個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者の選択を援助し、利用者が選択した項目ごとにグループに分かれて活動することで、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されることが要件となる。また、機能訓練指導員等は、利用者の心身の状態を勘案し、項目の選択について必要な援助を行わなければならない。
- ④ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、地域密着型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。
- ⑥ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴が出来るようになりたい等）を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。
- ⑦ 上記⑥の目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。
- ⑧ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度

以下の小集団（個別対応含む。）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、おおむね週1回以上実施することを目安とする。

- ⑨ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ⑩ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- ⑪ 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している者であっても、別途個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定できるが、この場合にあっては、個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員の配置が必要である。また、個別機能訓練加算（Ⅰ）は身体機能への働きかけを中心に行うものであるが、個別機能訓練加算（Ⅱ）は、心身機能への働きかけだけでなく、ADL（食事、排泄、入浴等）やIADL（調理、洗濯、掃除等）などの活動への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった参加への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものであり、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施する必要がある。なお、それぞれの加算の目的・趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目等については、「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成27年3月27日厚生労働省老健局振興課長通知）によるものとする。

8 認知症加算【地域密着型報酬告示 2の2 注9】

◆ 内容

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

◆ 厚生労働大臣が定める基準

次のいずれにも適合すること

- ① 指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- ② 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。

- ③ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。

◆ 厚生労働大臣が定める利用者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者。

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(9)】

- ① 常勤換算方法による職員数の算定方法は、P28「6 中重度者ケア体制加算」参照。
- ② 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含まない。
- ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、P28「6 中重度者ケア体制加算」参照。
- ④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。
- ⑤ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。
- ⑥ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指すものとする。
- ⑦ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了者は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある。
- ⑧ 認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができる。また、P28「6 中重度者ケア体制加算」の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できる。
- ⑨ 認知症加算を算定している事業所にあつては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。

9 若年性認知症利用者受入加算（地域密着型通所介護・介護予防通所介護）

【地域密着型報酬告示 2の2 注10】

◆ 内容

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、次の単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。

- ・地域密着型通所介護：1日につき60単位を所定単位数に加算する。

・介護予防通所介護：1月につき240単位を所定単位数に加算する。

◆ 厚生労働大臣が定める基準

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(10)】

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

10 栄養改善加算（地域密着型通所介護・介護予防通所介護）

【地域密着型報酬告示 2の2 注11】

◆ 内容

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、次の単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

・地域密着型通所介護： 3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150の単位を所定単位数に加算する。

・介護予防通所介護： 1月につき150単位加算する。

◆ 基準

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 人員基準欠如・定員超過利用に該当していないこと。

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(11)】

① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われること。

② 管理栄養士を1名以上配置して行うものであること

③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とする。

イ BMIが18.5未満である者

ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者

ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者

- ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者
- ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者。なお、次のような問題を有する者については、上記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。
- ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
 - ・ 生活機能の低下の問題
 - ・ 褥瘡に関する問題
 - ・ 食欲の低下の問題
 - ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する（16）、（17）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
 - ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する（18）、（19）、（20）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
 - ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する（21）から（25）の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。）
- ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。
- イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
- ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。
- ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
- ニ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。
- ホ 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する第3条の18に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。
- ⑤ おおむね3月ごとの評価の結果、上記③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。

1.1 口腔機能向上加算（地域密着型通所介護・介護予防通所介護）

【地域密着型報酬告示 2の2 注12】

◆ 内容

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、次の単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- ・地域密着型通所介護： 3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。
- ・介護予防通所介護： 1月につき150単位数を加算する。

◆ 基準

- イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 人員基準欠如・定員超過利用に該当していないこと。

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(12)】

- ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。こと。
 - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者。
 - ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者。
 - ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者。
- ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次のイ又はロのいずれかに該当する場合には、加算は算定できない。
 - イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合。
 - ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。

- ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。
- イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
 - ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができる。
 - ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
 - ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。
 - ホ 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する第3条の18に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。
- ⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
- イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者
 - ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者

1.2 併算定不可のサービス【地域密着型報酬告示 2の2 注15】

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、地域密着型通所介護費は、算定しない。

1.3 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行う場合について（地域密着型通所介護・介護予防通所介護）【地域密着型報酬告示2の2 注16】

◆ 内容

指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- ・地域密着型通所介護： 1日につき94単位を所定単位数から減算する。
- ・介護予防通所介護： 1月につき376単位を所定単位数から減算する。（要支援1）
1月につき752単位を所定単位数から減算する。（要支援2）

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(13)】

① 同一建物の定義

「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定地域密着型通所介護事業所の指定地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

② 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定地域密着型通所介護事業所との間の往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について地域密着型通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

1 4 送迎を行わない場合について【地域密着型報酬告示 2の2 注17】

◆ 内容

利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(14)】

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、上記「1 4 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行う場合について」の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

1 5 サービス提供体制強化加算 (地域密着型通所介護・介護予防通所介護)

【地域密着型報酬告示 2の2 ハ注】

◆ 内容

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は算定しない。

- | | | | |
|--------|-------------------|---------|-----------------|
| ① (Ⅰ)イ | 18単位/回(地域密着型通所介護) | 72単位/月 | (介護予防通所介護 要支援1) |
| | | 144単位/月 | (介護予防通所介護 要支援2) |
| ② (Ⅰ)ロ | 12単位/回(地域密着型通所介護) | 48単位/月 | (介護予防通所介護 要支援1) |
| | | 96単位/月 | (介護予防通所介護 要支援2) |
| ③ (Ⅱ) | 6単位/回(地域密着型通所介護) | 24単位/月 | (介護予防通所介護 要支援1) |
| | | 48単位/月 | (介護予防通所介護 要支援2) |

◆ 厚生労働大臣が定める基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

次のいずれにも適合すること。

- ① 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
- ② 人員基準欠如・定員超過利用に該当していないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

次のいずれにも適合すること。

- ① 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。
- ② 人員基準欠如・定員超過利用に該当していないこと。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

次のいずれにも適合すること。

- ① 指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- ② 人員基準欠如・定員超過利用に該当していないこと。

◆ 留意事項【留意事項通知 3の2(18)】

- ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。
- ② ①ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- ③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。
- ④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。
- ⑤ 指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。
- ⑥ 同一の事業所において指定介護予防通所介護事業者若しくは第一号通所事業の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

1.6 介護職員処遇改善加算（地域密着型通所介護・介護予防通所介護）

【地域密着型報酬告示 2 の 2 二注】

◆ 内容

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬総単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 介護報酬総単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 介護報酬総単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

◆ 厚生労働大臣が定める基準

地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業所において、(1) の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三) について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五) について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

- (8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

介護予防通所介護

○ 介護予防通所介護

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、指定介護予防通所介護を行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、1月につきそれぞれの単位を算定する。

- (1) 要支援1 1,647単位
- (2) 要支援2 3,377単位

◆ 他のサービスとの関係

利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護費は、算定しない。

◆ 複数の介護予防通所介護事業所の併用不可

利用者が1つの指定介護予防通所介護事業所において指定介護予防通所介護を受けている間は、当該指定介護予防通所介護事業所以外の指定介護予防通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費は、算定しない。

○ 若年性認知症利用者受入加算 P32参照

○ 栄養改善加算 P33参照

○ 口腔機能向上加算 P35参照

○ 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に介護予防通所介護を行う場合について P36参照

○ サービス提供体制強化加算 P37参照

○ 介護職員処遇改善加算 P39参照

○ 生活機能向上グループ活動加算

◆ 内容

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき100単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

◆ 基準

- イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成していること。
- ロ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

◆ 留意事項

生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できる。また、集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できないこと。なお、当該加算を算定する場合は、次の①から③までを満たすことが必要である。

①生活機能向上グループ活動の準備

- ア 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。

(活動項目の例)

家事関連活動

衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ（ボタンつけ等）等

食：献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）・調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等

住：日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等

通信・記録関連活動：機器操作（携帯電話操作、パソコン操作等）、記録作成（家計簿、日記、健康ノート等）

- イ 1のグループの人数は6人以下とすること。

② 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定

介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のアからエまでに掲げる手順により行うものとする。なお、アからエまでの手順により得られた結果は、介護予防通所介護計画に記録すること。

ア 当該利用者が、（１）要支援状態に至った理由と経緯、（２）要支援状態となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容、（３）要支援状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、（４）現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容、（５）近隣との交流の状況等について把握すること。把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得るよう努めること。

イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。到達目標は、おおむね３月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね１月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。到達目標及び短期目標については、当該利用者の介護予防サービス計画と整合性のとれた内容とすること。

ウ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援すること。

エ 生活機能向上グループ活動の（１）実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、（２）実施頻度は１週につき１回以上行うこととし、（３）実施期間はおおむね３月以内とする。介護職員等は、（１）から（３）までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。

③ 生活機能向上グループ活動の実施方法

ア 介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。

イ 生活機能向上グループ活動は、１のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて１人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。

ウ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録すること。

エ 利用者の短期目標に応じて、おおむね１月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。

オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアの（３）から（５）までの状況等について確認すること。その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告すること。また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。

○ 運動器機能向上加算

◆ 内容

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき225単位数を加算する。

◆ 基準

- イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 人員基準欠如・定員超過利用に該当していないこと。

◆ 留意事項

- ① 介護予防通所介護において運動器機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意しつつ行うこと。
- ② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 運動器機能向上サービスについては以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。
 - ア 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を利用開始時に把握すること。
 - イ 理学療法士等が、暫定的に利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標（以下「長期目標」という。）及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合性が図られたものとする。
 - ウ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、おおむね3月間程度とすること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者にわかりやすい形で説明し、その同意を得ること。なお、介護予防通所介護においては、運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画の中にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとする。

- エ 運動機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。また、運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。
- オ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。
- カ 運動機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告すること。介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、上記アからカまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。
- キ サービスの提供の記録において利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、介護予防通所介護においては、理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が、利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はないものとする。

○ 選択的サービス複数実施加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位
- (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位

◆ 厚生労働大臣が定める基準

イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)

次のいずれにも適合すること。

- (1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」）のうち2種類のサービスを実施していること。
- (2) 利用者が指定介護予防通所介護の提供を受けた日において当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。
- (3) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

ロ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

次のいずれにも適合すること。

- (1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。
- (2) イ(2)、及び(3)の基準に適合すること。

◆ 留意事項

当該加算は、選択的サービスのうち複数のサービスを組み合わせて実施することにより、要支援者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。

- ① 実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
- ② いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。
- ③ 複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

○ 事業所評価加算

◆ 内容

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、1月につき120単位数を加算する。

◆ 厚生労働大臣が定める基準

- イ 定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て選択的サービスを行っていること。
- ロ 評価対象期間における指定介護予防通所介護事業所の利用実人数が10名以上であること。
- ハ 別に定める基準の算出式

$$\frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護をそれぞれ利用した者の数}} \geq 0.6$$

二 別に定める基準の算出式

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$$

◆ 厚生労働大臣が定める期間

加算を算定する年度の初日の属する年の前年度1月～12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届け出の日から同年12月までの期間）

◆ 加算を算定する場合の届出について

翌年度からの事業所評価加算の算定を希望する場合には、各事業所が各年9月20日までに事業所評価加算（申出）の届出を行う必要がある。

その他

- ・ 変更の届出等について
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- ・ 介護保険指定事業所等における事故発生時の報告について
- ・ 【参考資料】 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・ 【参考資料】 身体拘束に関する説明書、経過観察記録
- ・ 地域密着型サービスを利用できる方
- ・ 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針
- ・ 地域密着型サービス事業所の指定更新について

変更の届出等について

(変更の届出)

- 1 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、**10日以内**に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の**1月前まで**に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（介護保険法第78条の5、115条の15）

指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービス事業者が行う地域密着型サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

（介護保険法施行規則第131条の13、140条の30）

届出必要項目	地域密着デイ
①事業所・施設の名称	○
②事業所・施設の所在地	○
③申請者の名称	○
④主たる事務所の所在地	○
⑤代表者の氏名、住所及び職名	○
⑥定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等	○
⑦事業所・施設の建物の構造、専用区画等	○
⑧事業所・施設の管理者の氏名及び住所	○
⑨運営規定	○
⑩協力医療機関（病院）・協力医療機関（歯科）	—
⑪介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	—
⑫地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	○
⑬役員の名氏及び住所	○
⑭本体施設、本体施設との移動経路等	—
⑮併設施設の状況等	—
⑯介護支援専門員の氏名及びその登録番号	—

変更届提出時の添付書類について

変更があった事項	項目	必要な添付書類
事業所・施設の名称	1	運営規程（事業所の名称を記載している場合）
事業所・施設の所在地	2	平面図、写真（外観及び各部屋）、土地及び建物の登記簿謄本又は賃貸借契約書、運営規程（事業所の所在地を記載している場合）
申請者の名称	3	定款・登記事項証明書、運営規程（事業所の名称を記載している場合）
主たる事務所の所在地	4	定款・登記事項証明書又は土地及び建物の登記簿謄本又は賃貸借契約書
代表者の氏名及び住所及び職名	5	誓約書（地域密着型サービス用・地域密着型介護予防サービス用）、役員名簿、登記事項証明書又は理事会等の議事録
定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	6	定款、登記事項証明書
事業所・施設の建物の構造、専用区画等	7	平面図、写真（変更箇所）
事業所・施設の管理者の氏名及び住所	8	勤務表（変更月の管理者の勤務状況がわかるもの）、経歴書、誓約書（地域密着型サービス用・地域密着型介護予防サービス用）、役員名簿（管理者のもの）
運営規程	9	運営規程（変更箇所が分かるようにすること）、以下の変更については適宜必要な書類 <従業者の職種、員数及び職務の内容> 勤務表（変更月のもの）、組織図、資格証の写し <営業日及び営業時間> 勤務表（変更月のもの）、サービス提供実施単位一覧表 <利用定員> 勤務表、平面図、サービス提供実施単位一覧表
役員の氏名及び住所	1 3	誓約書（地域密着型サービス用・地域密着型介護予防サービス用）、役員名簿、理事会等の議事録

変 更 届 出 書

年 月 日

大里広域市町村圏組合管理者 宛

所在地
事業者 名称
代表者氏名

㊟

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号	
指定内容を変更した事業所（施設）		名称	
		所在地	
サービスの種類			
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所・施設の名称	(変更前)	
2	事業所・施設の所在地		
3	申請者の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、住所及び職名		
6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)		
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等		
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	(変更後)	
9	運営規程		
10	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関		
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との 連携・支援体制		
12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項		
13	役員の氏名及び住所		
14	本体施設、本体施設との移動経路等		
15	併設施設の状況等		
変 更 年 月 日		年 月 日	

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【単位数が増加する加算の届出日】

加算等を開始する月の前月の15日までに届出書を提出すること。

①届出が毎月15日以前→翌月から算定を開始

②届出が毎月16日以降→翌々月から算定を開始

※適正な支給限度額を管理するため、利用者や居宅介護支援事業者等への周知期間が必要

【事後調査等によって、届出時点で加算の要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い】

①指導しても改善されない場合

→届出の受理は取消され、届出はなかったことになり、その加算全体が無効になる。

→受領していた介護給付費は不当利得になり、返還する。

→指定事業者は厳正な指導を受け、悪質な場合（不正・不当な届出が繰り返し行われる等）は、指定を取り消される。

②改善した場合

→届出時点～判明時点：受領していた介護給付費は、不当利得になり、返還する。

→判明時点～要件合致時点：その加算は算定しない。

【加算等が算定されなくなる場合】

①事業所の体制が加算をされない状況になった場合

②事業所の体制が加算をされなくなることが明らかな場合

→速やかにその旨を届け出ること。

→事実発生日から、加算を算定しない。

※届出をしないで加算等を請求した場合は不正請求になる。

支払われた介護給付費は不当利得になるので、返還する。

悪質な場合は、指定が取り消される。

【利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還】

保険者に対して不当利得分の返還を行うときは、同時に、利用者が支払った利用料の過払い分も返還する。

※各利用者に返還金についての計算書を付けて返還し、利用者から受領書を受け取り、事業所で保存する。

(別紙2-2)

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

平成 年 月 日

大里広域市町村圏組合 管理者 あて

所在地
申請事業者 名称
代表者

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名称								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 郡市 (ビルの名称等)							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	法人である場合その種別 代表者の職・氏名	職名	法人所轄庁		氏名				
事業者の状況	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 郡市 (ビルの名称等)							
	フリガナ 事業所名称								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 郡市 (ビルの名称等)							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
届出を行う事業所の状況	主たる事業所の所在地以外の 場所の一部実施する場合の出 張所等の所在地	(郵便番号 —) 県 郡市 (ビルの名称等)							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	管理者の氏名								
	管理者の住所	(郵便番号 —) 県 郡市 (ビルの名称等)							
	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定年月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	市町村が定める単位の有無 (市町村記載)
	夜間対応型訪問介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無
	地域密着型通所介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無
	療養通所介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無
	認知症対応型通所介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無
	小規模多機能型居宅介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無
	認知症対応型共同生活介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無
	地域密着型特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			1新規	2変更	3終了		1有	2無	
看護小規模多機能型居宅介護 (旧複合型サービス)			1新規	2変更	3終了		1有	2無	
介護予防認知症対応型通所介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無	
介護予防小規模多機能型居宅介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無	
介護予防認知症対応型共同生活介護			1新規	2変更	3終了		1有	2無	
介護予防介護支援			1新規	2変更	3終了		1有	2無	
地域密着型サービス事業所番号等									
指定を受けている市町村									
介護保険事業所番号	(指定を受けている場合)								
既に指定等を受けている事業									
医療機関コード等									
特記事項	変更前				変更後				
関係書類	別添のとおり								

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。
 6 「異動項目」欄には、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

			在宅勤務条件促進	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 対応不可 2 対応可		
			ユニットケア体制	1 なし 2 あり		
			身体拘束禁止取組の有無	1 なし 2 あり		
			日常生活維持支援加算	1 なし 2 あり		
			看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり		
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			個別機動制体制	1 なし 2 あり		
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり		
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり		
			精神科医師定期的派遣指導	1 なし 2 あり		
			障害者生活支援体制	1 なし 2 あり		
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり		
			療養加算	1 なし 2 あり		
			看取り介護体制	1 なし 2 あり		
			在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可		
			小規模拠点集合体制	1 なし 2 あり		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
			訪問看護体制加算	1 なし 2 あり		
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり		
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可		
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり		
			訪問看護体制強化加算	1 なし 2 あり		
			総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		

介護保険指定事業所等における事故発生時の報告について

1 事故報告の対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険サービスとする。

2 報告の範囲

各事業者は、次に掲げる場合には大里広域市町村圏組合（以下「保険者」という。）へ報告する。

(1) サービスの提供中の利用者のケガ又は死亡事故の発生の場合

原則としてケガの程度については、入院加療が必要な傷害以上のものとする。病気による死亡時においても死因等に疑義があるときは、報告する。

※事業者側の過失の有無は問いません。

(2) 食中毒及び感染症、結核等の発生の場合

食中毒、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち原則として1・2・3類とする。）・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められるとき

(3) 職員（従業員）の法令違反・不祥事等の発生の場合

利用者の処遇に影響があると認められるもの

(4) その他報告が必要と認められる事故等の発生の場合

（救急搬送があった場合、他者の薬を誤って服用した場合等）

3 報告の手順

各事業者は、次の手順に従い報告する。

(1) 事故が発生した時は、速やかに保険者へ電話又はFAXで報告する。（様式1）

(2) 事故処理の経過についても適宜報告する。

(3) 事故処理の区切りがついたときは、直ちに介護保険指定事業者等事故報告書（様式2・3）により報告する。

4 保険者の対応

保険者は報告を受けたときは、事故の状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて必要な対応を行う。

様式2

事故報告書

平成 第 年 月 日

(あて先)

長

施設名
代表者

印

下記のとおり、事故が発生しましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地 施設名 代表者 電 話
事故発生日時	平成 年 月 日 () 時頃
事故発生場所	
事故の種別	
事故の概要	1 概要 2 事故の原因 3 施設の対応 4 今後について
参考事項	

* 上記報告様式に加え、別紙により、詳細内容等を記載した資料 [事故状況の詳細、事故原因、本人の普段の生活状況 (病状等)、事故当時の施設の職員体制、事故発生場所の地図、事故当事者やその家族等との話合いの状況等] を添付すること。

様式3

再発防止策報告書

第 号
平成 年 月 日

(あて先)

長

施設名
代表者

印

下記のとおり、再発防止策を講じましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地 施設名 代表者 電 話
事故発生日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故の種別	
再発防止策の概要	1 事故の内容 2 事故の原因 3 施設の対応 4 再発防止策
参考事項	

* 上記報告様式に加え、別紙により、参考資料〔事故原因、事故当事者やその家族等との話合いの状況、再発防止策に係る職場研修や職員会議の状況、再発防止策の実施状況の確認できる資料（工事等を伴うものに係る写真・図面等、職員配置の強化を伴うものに係る改善前後の勤務体制表）等〕を添付すること。

【参考】高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成18年4月1日施行)

1 「高齢者虐待」のとりえ方

① 「高齢者」とは、この法律では65歳以上の者と定義されている。

また、高齢者の虐待を「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従業者等による高齢者虐待」に分けて以下の通り定義をしている。

ア) 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者以外の者」とされており、高齢者の世話を日常的に行っている家族、親族、同居人等が該当すると考えられる。

イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」に該当する施設・事業は以下の通りである。

<高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲>

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規程	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法 による規程	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

② 介護施設の設置者及び介護事業者の責務

- ・養介護施設従事者等へ研修を実施すること。
- ・利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること。
- ・その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること。

※事業所内で、高齢者虐待発見時の対応マニュアルや連絡体制の整備をしておくこと。

③ 高齢者虐待の定義

身体的虐待	高齢者の身体に外傷を生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

※「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束も高齢者虐待に該当すると考えられる。

2 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法では上記のように高齢者虐待を定義しているが、この定義は、定義に収まらない行為については防止、対応の必要がない、ということを示しているわけではない。高齢者虐待の定義は、広い意味で「高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、法の対象を規定したものといえることができる。

したがって、法の規定からは虐待にあたるかどうか判断がしがたくとも、高齢者の権利・利益が侵害されたり、生命・健康・生活が損なわれることが考えられる場合は、同様に防止・対応をはかっていく必要がある。

3 通報の義務

- ① 養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、その生命や身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報する義務がある。また、重大な危険が生じていない場合も、市町村への通報するよう努力する義務がある。

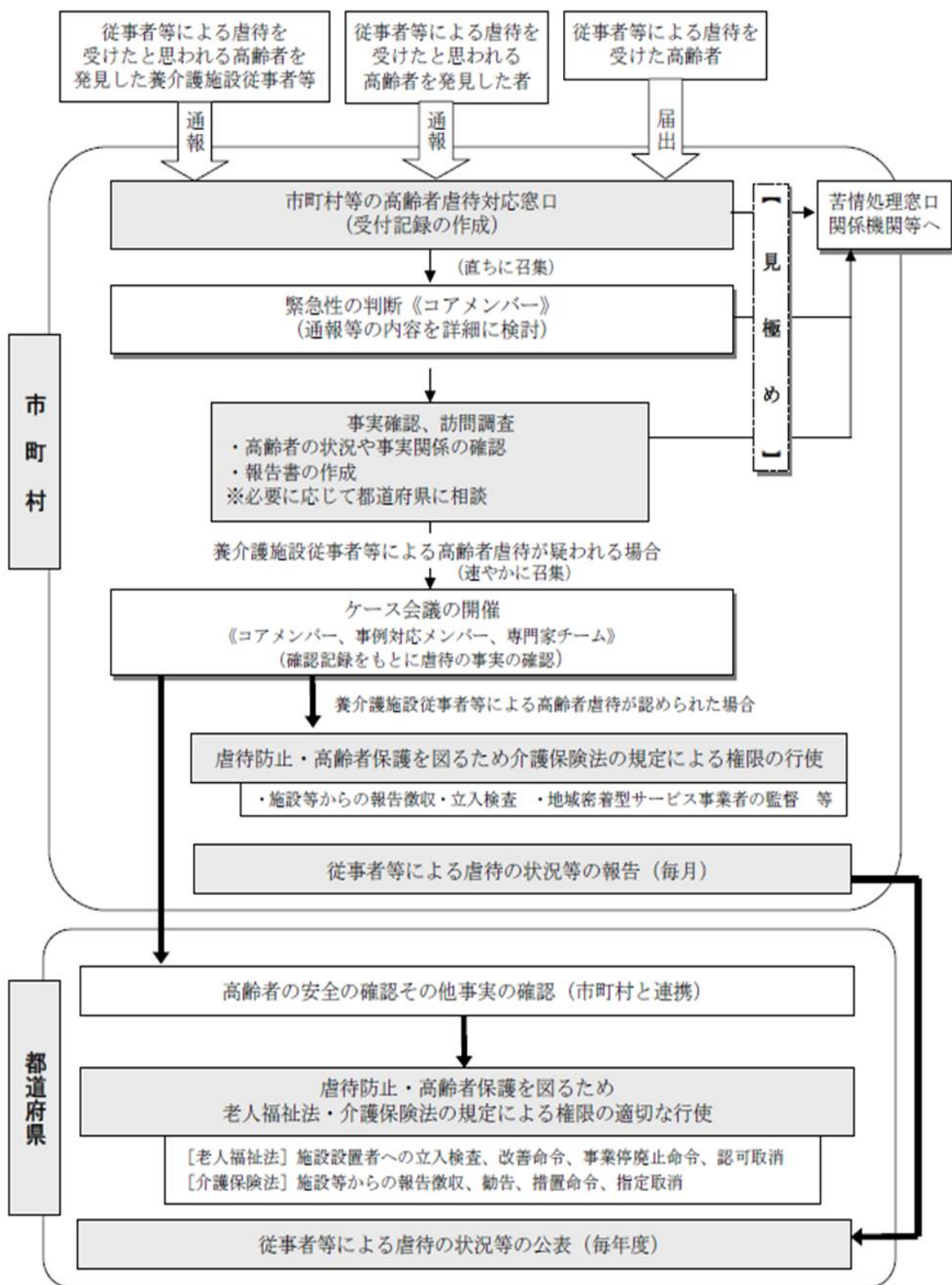
養介護施設従事者等は、自分の働いている施設などで高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、通報義務（努力義務ではない）が生じる。

※ 「苦情処理体制」を整備して事業所内で対応する場合も、通報義務がある。

- ② 高齢者虐待について通報等を行うことは、養介護施設従事者等がする場合でも「守秘義務違反」にはならない。通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

※ ただし、虚偽・過失によるものは除く

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応



身体拘束廃止の推進について

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等では、高齢者をベッドや車いすに縛りつける等身体を奪う身体拘束は指定基準において、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則禁止されています。

◆身体拘束とは◆

何らかの器具を使用して、利用者の自由な動きや身体活動、あるいは利用者自身が自分の身体に通常の形でさわるのを制限すること

◆身体拘束の具体例◆

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

◆「緊急やむを得ない」場合◆

<下記の3つの要件を全て満たしていること>

- ・切迫性：本人や他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体（身体拘束廃止委員会等）で判断すること。

※本人や家族に、目的・理由・時間（帯）・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得ること。

※「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、身体拘束廃止委員会等でその必要性の有無について再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。

※緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない（2年保存）

(身体拘束に関する説明書・経過観察記録 (参考例))

(『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001年)

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇〇〇〇様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由							
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))							
拘束の時間帯及び時間							
特記すべき心身の状況							
拘束開始及び解除の予定	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時まで</td> </tr> </table>	月	日	時から	月	日	時まで
月	日	時から					
月	日	時まで					

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者 印
記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 印
(本人との続柄)

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

〇〇〇〇様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者 サイン

地域密着型サービスを利用できる方

【市町村の区域を越えて地域密着型サービス事業所を利用するには】

地域密着型サービスは、原則として住所地の市町村に所在する事業所に限って利用することが可能です。しかし、特別な理由が有り、市町村長が同意した場合に限り、他市町村に所在する地域密着型サービスを利用できる場合があります。

当組合においても、特別な理由が有り、管理者が同意した場合に限り、例外的に組合の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用できる場合、また、他市町村の被保険者が組合内の地域密着型サービスを利用できる場合があります。

なお、管理者が同意した場合でも、当該事業所が所在する他市町村長の同意が得られない場合は利用できません。

組合内の被保険者が他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合、また、他市町村の被保険者が組合内の地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合は、大里広域市町村圏組合管理係まで事前にご連絡ください。

※この改正は要介護の方のみが対象であり、要支援の方は引き続き他市町村の介護予防通所介護をご利用できます。

※住所地特例の対象の方は、住所地の地域密着型通所介護を利用することができます。

住所地特例者の特例利用について

住所地特例施設に入所（入居）している方については、その施設の所在地にある地域密着型サービス（以下のサービス）を利用することが可能です。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ・ 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護について

平成28年4月1日から、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、組合が指定する地域密着型サービスである地域密着型通所介護事業所に移行しました。(※1)。

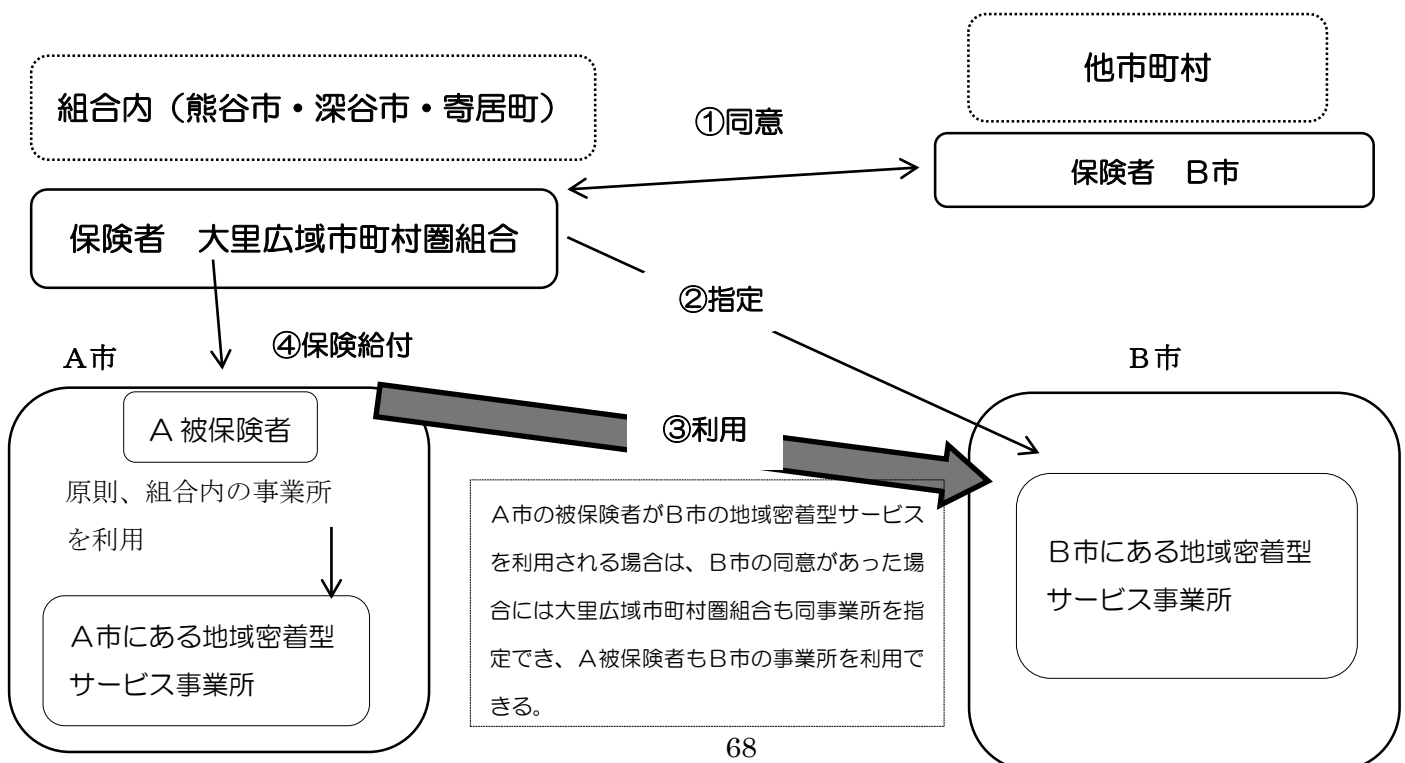
これに伴い、平成28年4月1日以降、組合内の地域密着型通所介護事業所は、組合の被保険者のみが利用できるものとなり、他市町村の被保険者は原則として利用することができなくなりました。(※2)。併せて、組合の被保険者は、原則として他市町村の地域密着型通所介護事業所を利用することはできません。(※3)。

※1 組合が指定する地域密着型通所介護に移行したのは通所介護のみであり、県が指定する介護予防通所介護の指定は残ります。よって、平成28年3月31日までに組合内のA通所介護事業所が通所介護と介護予防通所介護の指定を受けている場合、平成28年4月1日以降は、要介護被保険者は組合指定の地域密着型通所介護として、要支援被保険者は県指定の介護予防通所介護としてA通所介護事業所を利用することになります。

※2 他市町村の被保険者が、組合内の地域密着型通所介護事業所と平成28年3月31日時点までに契約していた場合は、その被保険者が利用する場合に限り、保険者の市町村と組合からみなし指定を受けることとなり、平成28年度以降もその被保険者が事業所との契約が解除(介護度が要支援から要介護になった、入院になった等の理由により契約が解除)になるまでは利用を継続することができます。

※3 組合の被保険者が、他市町村の地域密着型通所介護事業所と平成28年3月31日時点までに契約していた場合は、その被保険者が利用する場合に限り、組合と事業所が所在する市町村からみなし指定を受けることとなり、平成28年度以降もその被保険者が事業所との契約を解除(介護度が要支援から要介護になった、入院になった等の理由により契約が解除)になるまでは利用を継続することができます。

◆大里広域内のA市の被保険者が、他市町村B市の事業所を利用する場合



大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する市町村長の同意（以下「同意」という。）についての基本的な方針を定め、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(同意をする基準)

第2条 大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）外の他市町村（以下「他市町村」という。）の長から組合内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「指定地域密着型事業所」という。）を指定（利用）することについて同意を求められたときは、別表1に定める同意基準に適合するか審査し、適合するときは同意するものとする。

2 組合の管理者（以下「管理者」という。）は、前項の規定に基づき同意又は不同意の決定をしたときは、様式第1号の指定地域密着型サービスの事業所の指定（利用）に関する回答書により、当該他市町村の長に通知するものとする。

(同意を求める基準)

第3条 管理者は、組合の被保険者が他市町村に所在する指定地域密着型事業所の指定（利用）を希望するときは、指定（利用）を希望する指定地域密着型事業所に受入れの可否を確認した上で、様式第2号の他市町村地域密着型サービス事業所の指定（利用）について（協議）及び様式第2号の1の他市町村地域密着型サービス事業所の指定（利用）に関する誓約書により当該指定地域密着型事業所の所在する他市町村の長に対し、指定（利用）に係る同意を求めるものとする。ただし、管理者が同意を求めることが適当でないと判断した場合は、同意を求めないことができる。

2 管理者は、前項の規定より同意を求めた場合において当該他市町村の長から書面により同意又は不同意の回答があったときは、様式第3号の指定地域密着型サービス事業所の指定（利用）に関する回答書により、他市町村事業者に通知するものとする。

(他市町村から転入した者による組合内地域密着型サービス事業所の利用)

第4条 他市町村から転入した者による組合内の認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用については転入後、3箇月を経過した者に限るものとする。ただし、特段の事由があると認める場合は、この限りでない。

(介護保険運営協議会への報告)

第5条 本方針に基づいて処理した結果を、必要に応じて介護保険運営協議会に報告することとする。

附 則

この基本方針は、平成29年7月1日から施行する。

別表 1 同意をする基準

組合内の事業所を他市町村が指定する場合（組合以外の被保険者が利用の場合）

サービスの種類	基準
認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	次のいずれかを満たしていることとする。 （１）入所希望者の受け入れ後に定員の空きが1名以上あること。ただし、管理者が組合の被保険者の利用に支障をきたすと判断した場合は、この限りでない。 （２）同意申請に係る入所希望者を含め、組合の被保険者でないものの割合が事業所定員の2割以下であること （３）既に組合以外の被保険者が利用している組合指定事業所について、当該市町村が指定更新を行う場合。 （４）同一事業所において提供されているサービスが介護予防通所介護から地域密着型通所介護に移行した場合。 （５）事業者の運営法人の変更により新たに指定が必要となったが、他市町村利用者が引き続き同一の事業所の利用を希望する場合。 （６）その他、管理者が特に必要と認める場合。

様式第1号 (第2条第2項関係)

大広介収第 号

年 月 日

(他市町村長) 様

大里広城市町村圏組合

管理者 富 岡 清

指定地域密着型サービスの事業所の指定 (利用) に関する回答書

年 月 日付、 第 号にて協議依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

指定 (利用) 同意の可否	同意する ・ 同意しない
指定 (利用) 同意をしない理由等	

指定対象事業所名称	
サービス種類	
事業所所在地	
運営法人	
指定に当たっての留意事項	保険者は (他市町村) のままで、サービス利用することを条件とします。
対象者	(住所:)

(他市町村長) 様

大里広城市町村圏組合
管理者 富岡 清

他市町村地域密着型サービス事業所の指定 (利用) について (協議)

平素より当組合の介護保険事業に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

本組合被保険者から下記の事業所を利用したい旨の理由書が提出されましたので、当該事業所の指定 (利用) について協議くださるようお願いいたします。

記

フリガナ				保険者 番号			
利用希望の 被保険者氏名				被保険 者番号			
生年月日		年 月 日生		性 別			
住 所						本人の 介護度	
世帯 構成	世帯員	氏 名	生年月日	性別	続柄	生計中心者に○ をつけて下さい	備考
利用希望 サービス							
利用事業所の 所在地及び名称		田					
介護支援専門員							

様式第2号の1（第3条第1項関係）

他市町村地域密着型サービス事業所の指定（利用）に関する誓約書

- 1 利用する者の保険者は、「大里広城市町村圏組合」とします。
- 2 指定（利用）については、利用する者の情報を提供します。
- 3 新たに利用しようとする場合は、その都度（市町村）に協議書を提出し、同意を得ます。

上記事項について、遵守します。

年 月 日

（他市町村長） 様

大里広城市町村圏組合
管理者 富岡 清

(他市町村事業者) 様

大里広城市町村圏組合

管理者 富 岡 清

指定地域密着型サービス事業所の指定(利用)に関する回答書

このことについて、下記の者が貴事業所を利用(入所)することについて、事業所の所在市町村:(市町村)より同意を得ましたので回答いたします。

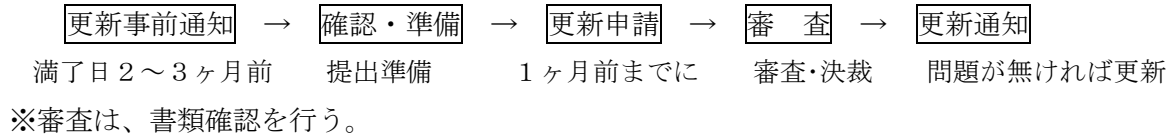
記

氏 名	
住 所	
介護度	
同意に当たり 付す条件	

地域密着型サービス事業所の指定更新について

介護保険法第七十条の二の規定により、基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられた。このため、事業者は指定日から6年を経過する毎に指定の効力を失うこととなるため、有効期間満了日までに指定の更新申請をしなければならない。

○指定更新に関する手続き



平成29年度

地域密着型通所介護・介護予防通所介護集団指導に関する質問票

※この質問票は、事前に受付するものではありません。集団指導の内容について質問等がある場合は、10月3日（火）の集団指導終了後から11日（水）までにメール、FAX又は郵便にてお送りください。

事業所名（ ）

記入者名（ ）

(質問内容)